

(13)

入 札 公 告

公 告 第 140 号
令和8年7月16日

下記条件により制限付き一般競争入札を行うので、南魚沼市財務規則(平成19年南魚沼市規則第4号)第142条の規定により公告する。

南魚沼市長 林 茂 男

記

1. 工 事 番 号	緊自道第26号	
2. 工 事 名	市道海士ヶ島新田穴地線舗装(その2)工事	
3. 工 事 場 所	南魚沼市 八色原ほか 地内	
4. 工 事 期 間	契約締結の日から 130日間	
5. 予 定 価 格	事後公表	
6. 入札参加申請書	令和8年7月16日(木) 午前9時 から 令和8年7月22日(水) 午後4時 まで	
(1) 提 出 期 間	電子入札	紙入札
	電子入札システムを用いて提出する。ただし、システム休止期間を除く。	入札参加申込書を作成し、南魚沼市役所 財政課 契約検査班に提出する。
(2) 添 付 書 類	添付書類省略届 様式は、入札情報サービス又は市のウェブサイトからダウンロード可能。 様式の「2 添付書類を省略する理由」は「添付書類が不要な案件であるため」を選択。	なし
(3) 確 認 結 果	各申請者に電子入札システムにより通知する。	不適格者のみに連絡する。
7. 設 計 図 書 閲 覧	入札情報サービスに掲載	
8. 参 加 資 格 要 件	以下の要件を全て満たす者。ただし、市長が不適当と認めた者は除く。 ・南魚沼市建設工事入札参加資格審査規程に基づく入札参加資格者名簿に登録されている者 ・建設業法に基づく許可を受けた事業者で、南魚沼市内に主たる営業所を有する者又は南魚沼市から特別認定市内業者の認定を受けている者で南魚沼市内に営業所を有する者 ・令和8・9年度の入札参加資格格付けが舗装工事で、A級又はB級の者 ・上記入札参加資格申請時の舗装工事の年間平均完成工事高が1,000万円以上の実績のある者 ・入札参加申込書の提出日から開札日までの期間に南魚沼市及び新潟県の指名停止を受けていないこと ・会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと(ただし、更生手続開始の決定後、新たに入札参加資格を受けて入札参加資格者名簿に登録された者及び入札参加資格の再認定を受けた者を除く) ・民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと(ただし、再生手続開始の決定後、新たに入札参加資格を受けて入札参加資格者名簿に登録された者及び入札参加資格の再認定を受けた者を除く)	

9. 質 問 及 び 回 答 (1) 質 問 方 法 (2) 回 答 方 法	質疑がある場合は「質疑事項及び質疑回答書」に記載のうえ、令和8年7月22日(水)午後4時まで に財政課契約検査班に提出（メール：keiyaku@city.minamiuonuma.lg.jp）する。 令和8年7月23日(木)午後5時までに入札情報サービスに掲載する。	
10. 入 札 受 付 期 間	令和8年7月27日（月） 午 前 9 時 から 令和8年7月29日（水）午後0時(正午) まで	
	電子入札	紙入札
	電子入札システムを用いて提出する。ただし、システム休止期間を除く。	代表者印を押印した入札書及び工事内訳書を封入し、財政課契約検査班に持参する。郵送等は不可とする。
11. 内 訳 書	必 要 （入札書の提出時に添付すること。提出の無い者の入札は無効とする。）	
12. 開 札 日 時 及 び 開 札 結 果	令和8年7月30日（木） 午 前 9 時 以降	
	電子入札	紙入札
	落札者にメールで落札者決定通知書が送信される。	落札者に財政課から電話連絡する。
13. 入 札 保 証 金	免 除	
14. 契 約 保 証 金	請負代金の100分の10以上を納付すること（契約額が500万円未満の場合は免除する。）。 ただし、契約保証金に代わる担保となる下記のいずれか ①有価証券等の提供、②金融機関の保証、③保証事業会社の保証に付したときは、契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとする。また、④公共工事履行保証証券（履行ボンド）、⑤履行保証保険契約の締結を行ったときは、契約保証金の納付を免除する。	
15. 最 低 制 限 価 格	有（最低制限価格未満の入札者は、再入札できない。）	
16. 前 金 払 中 間 前 払 部 分 払	する。 ただし、請負金額300万円未満の場合はしない。 する。 ただし、請負金額300万円未満の場合はしない。 する。 ただし、請負金額500万円未満又は工期90日未満の場合はしない。前金払及び中間前払を受けた者は、それぞれ部分払を1回受けたものとみなす。	
17. 無 効 入 札	入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。	
18. 入 札 回 数	2回を限度とする。（入札1回、再入札1回）	
19. 再入札の開札日時 及び再入札方法等	令和8年7月31日（金） 午 前 10 時 以降	
	電子入札	紙入札
	再入札通知書がメール送信される。電子入札システムを用いて再入札書を提出する。再入札の日程等は電子入札システムを確認すること。	再入札の旨、財政課から電話連絡する。提出期限までに封入した再入札書を財政課契約検査班に持参する。郵送等は不可とする。
20. 入 札 の 中 止	入札を中止又は延期する場合は、入札参加者に通知する。	
21. 入 札 の 辞 退	入札参加申請書の提出後、入札を辞退する場合	
	電子入札	紙入札
	電子入札システムから入札辞退申請を行う。	辞退届を財政課契約検査班に持参する。郵送等は不可とする。
22. そ の 他 留 意 事 項	(1)入札契約に関する全ては、南魚沼市財務規則、同建設工事請負基準約款及び市の指示による。 (2)落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 (3)落札決定後においては、入札参加者からの異議申し立ては受け付けない。	

23. 下請契約等における市内業者への優先発注等について	市では、かねてより建設工事等の発注にあたって、地域経済の活性化、市内業者の育成・振興及び地域雇用の確保を図っているところです。 つきましては、本件入札参加者におかれましては、下記事項に特段のご配慮をお願いします。 (1)下請発注における市内業者の活用 下請発注においては、市内業者を優先して活用するように努めてください。 (2)下請発注における建設業法等の関係法令の遵守 下請発注においては、適正な価格で契約するとともに、下請代金を適正な期間内に支払うことなど、建設業法等の関係法令を遵守してください。 (3)建設資材の購入や建設機器の借入れをする場合 施工に必要な建設資材の購入や建設機械の借入れをする場合などは、市内業者を優先して活用するように努めてください。
-------------------------------------	--